

# 契約情報公開要綱

東京水道株式会社

## 契約情報公開要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当社が発注者として締結する契約に係る情報（以下「契約情報」という。）を都民に適切に公開し、経営及び契約の透明性の確保を図ることを目的とする。

(公募による発注に関する公表)

第2条 公募による競争入札により契約を締結しようとする場合は、次に掲げる事項を公表する。

- 一 委託業務、購入物件等の概要
- 二 入札の方法
- 三 入札参加要件
- 四 入札予定日時及び場所
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、入札に必要な事項

2 公募によるコンペ等により契約を締結しようとする場合は、次に掲げる事項を公表する。

- 一 委託業務等の概要
- 二 コンペ等の方法
- 三 コンペ等の参加要件
- 四 コンペ等提案の提出締切り日時及び提出場所
- 五 前各号に掲げるもののほか、コンペ等に必要な事項

(公募による発注に関する入札結果の公表)

第3条 第2条による入札の結果については、次に掲げる事項を公表する。

- 一 契約件名
- 二 契約締結の相手方
- 三 入札金額及び落札金額若しくは落札者の点数又はその両方
- 四 入札又は審査の実施期日
- 五 入札又は審査対象者
- 六 その他必要な事項

2 第1項第三号については、公表することによって予定価格が明らかとなるおそれがある場合その他公表に適しない事由があるときは、公表しないことができる。

(公募によらない場合の入札等に関する結果の公表)

第4条 公募を行わない指名競争入札及び競争見積（複数見積）等による契約は、公表しないものとする。

(契約結果の公表)

第5条 当社が発注者として締結する契約については、次に掲げる事項を公表する。

- 一 契約総件数及び契約方法別内訳
- 二 契約総金額及び契約方法別内訳
- 三 契約額一億円以上の契約について件名、契約方法、契約相手方
- 四 特定契約案件のうち契約金額が一億円以上の案件の契約相手方における、各案件の契約結日時点の都管理職OB及び当社管理職OBの再就職者数

(公開する諸規程等)

第6条 契約に関する諸規程等は、次に掲げるものを公表する。

- 一 契約事務規程
- 二 業務委託等指名競争入札指名基準
- 三 物品買入れ等指名競争入札指名基準

- 四 競争入札参加者心得
- 五 契約情報公開要綱
- 六 電子入札システムによる競争入札等実施要綱
- 七 電子入札システム等運用基準
- 八 競争入札等参加者心得（電子入札用）

（公表の方法）

第7条 契約情報の公表方法は、会社窓口における閲覧及び会社ホームページへの掲載による。

（公表の時期）

第8条 契約情報の公表は、次に掲げる時期及び期間に実施する。

- 一 第2条に定める情報 必要な期間。ただし、第2条第1項に係る契約については、当社の契約事務規程の定める時期まで公表
- 二 第3条に定める情報 入札日の属する年度の翌年度末までの期間
- 三 第5条に定める情報 株主総会において決算確定後1年間
- 四 第6条に定める情報 常時

（公表の特例）

第9条 第5条第三号に定める公表内容について、件名、契約方法、契約相手方のいずれか又はすべてについて公表できない案件がある場合は、公表出来ない具体的理由を公表するものとする。

（非競争型受託等事業の実施に係る契約情報の公表）

第10条 前条までの契約情報の公表のほか、東京都から特命随意契約により受託して実施する事業（以下「非競争型受託等事業」という。）の実施に係る契約情報は、第2項から第5項により公表する。

- 2 非競争型受託等事業の実施に係る契約情報は、特定契約に該当する全ての契約案件及び契約案件のうち契約金額が250万円以上のものについて、契約案件ごとに公表する。ただし、次の事項に該当する契約案件については、対応する件数及び契約金額総額の公表に代えることができる。
  - 一 個人情報が含まれる案件（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）
  - 二 適切な契約相手方が一者しかおらず、当該契約相手方が公表を承諾しない案件
  - 三 公表することで当該事業の性質上、当該事業の適正な執行や団体の経営に支障を及ぼすおそれがある案件
- 3 契約情報の公表事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 契約方法  
競争契約、独占契約、緊急契約、少額契約又は特定契約の別を記載する。
  - 二 契約種別  
工事、委託、物品等の契約種別を記載する。
  - 三 契約の相手方  
契約を締結した相手方の名称を記載する。
  - 四 契約金額  
契約金額を記載する。
- 4 公表の方法  
非競争型受託等事業の実施に係る契約情報の公表方法は、会社窓口における閲覧及び会社ホームページへの掲載による。公表様式は、別記様式1による。
- 5 公表の時期  
決算の公表にあわせて、年1回取りまとめ公表する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

非競争型受託等事業の実施に係る契約情報の公表は、令和2年4月1日以降に締結する契約案件から実施する。

附 則（令和3年4月28日変更）

この要綱は令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年10月1日から施行する。

## 令和〇〇年度 非競争型受託等事業運営状況報告書〔東京水道株式会社〕

1 事業名	(別紙)本事業に含まれる局からの特命随意契約一覧のとおり		
	-		
2 事業概要	(別紙)本事業に含まれる局からの特命随意契約一覧のとおり		
	-		
3 収支状況(単位:千円)			
項目	収支		備考
	団体計	うち〇〇事業	
営業利益		-	
営業収益		-	
うち 局からの委託料			(別紙)本事業に含まれる局からの特命随意契約一覧のとおり
営業費用		-	
売上原価			
うち 人件費			
販売費・ 一般管理費		-	
うち 人件費		-	
営業外利益		-	
営業外収益		-	
営業外費用		-	
経常利益		-	
特別利益		-	
法人税等		-	
当期利益		-	
資産(期首残高)		-	
当期増加額		-	
うち 局からの補助金等	-	-	
当期減少額		-	
資産(期末残高)		-	

4 受託等事業実施に係る契約(単位:円)〔対象:①全特定契約、②①以外の契約については250万円以上の契約〕

No.	契約方法	契約種別	契約件名	契約相手方	契約金額(円)
非公表案件				件数	金額
○個人情報を含む案件					
○公表について、契約相手方の承諾を得られない案件					
○公表することで、事業の執行や団体の経営に支障を及ぼすおそれのある案件					

